

「航空自衛隊百里基地における隊員クラブの  
設置及び経営」募集要領

令和 8 年 2 月

第 7 航空団基地業務群業務隊

## 募集要領

### 1 概要

茨城県小美玉市百里170に所在する航空自衛隊百里基地において、職員及び来訪者の利便性を確保するため、隊員クラブの設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

### 2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

### 3 設置施設の所在地及び名称

茨城県小美玉市百里170 航空自衛隊百里基地内厚生館

#### 【重要】

### 4 事業者説明会（募集要領、仕様書等説明会及び現場説明会）

- (1) 日時：令和8年2月18日（水）午前11時
- (2) 場所：厚生館（2階イベントホール）
- (3) 携行品：顔写真付きの身分証明書、募集要領  
ア 本説明会の参加条件として、①募集要領を取得していること、  
②参加申込書（別紙様式第1）にて期日までに参加登録していることが必要である。  
イ 期限を過ぎて参加申込書が提出された場合、本説明会に遅刻又は欠席した業者は、公募に参加できない。  
参加希望者（各業者2名まで）は、令和8年2月17日（火）午後5

時までに参加申込書に会社名、氏名等を記入の上、以下の提出先まで直接提出又は郵送（提出期限内必着）にて申し込むこと。

提出先：〒311-3494

茨城県小美玉市百里170

航空自衛隊百里基地第7航空団基地業務群

業務隊厚生班 力丸（りきまる）、本間（ほんま）

電話 0299-52-1331（内線 2271）

※平日午前9時から午後5時まで（午後1時から午後2時を除く。）

## 5 設置条件

### (1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

### (2) 設置業種、店舗数及び設置場所

業種	店舗数	場所
隊員クラブ	1	厚生館2階

### (3) その他

別添「仕様書（その1）」及び「仕様書（その2）」のとおり。

## 6 応募手続き等

### (1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、下記のとおり、①の提出書類を、②の提出先に、③の提出期限までに持参又は郵送すること。申請書等は募集要領に記載されたフォーマットのとおり作成すること。

なお、提出された書類は、返却しない。

#### ① 提出書類

i 申請書（別紙様式第2） 1部

ii (2) 企画提案書（隊員クラブ）

（別紙様式第3-2）

正1部、写し14部

・ 会社概要

ア 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第4）

イ 営業日及び営業時間

ウ 精算方法及び種類（レジ（現金）、電子マネー、クレジットカード等の使用可否及び使用可能な場合の種類）

エ 店舗レイアウト図（別紙様式第5）（平面図）

オ 店舗イメージ図（別紙様式第6）（外観、内装等イメージ図）

カ ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無

キ 災害発生時の会社及び出店店舗の対応

ク 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

ケ 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

コ 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連の行政処分の経歴（行政処分があった場合、その時どのように対応し

たのかを記載)

サ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

シ 百里基地における営業方針（職員が利用する際の利点、他の路面店舗と百里基地店との違い等）

ス その他のアピールポイント

iii 企画提案書付属書類 1部

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等（日本工業規格A4）

iv その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

a. 業務確約書（別紙様式第7）

b. 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書））

※発行後3ヶ月以内のもの

c. 営業経歴書（会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等。上記内容が記載されたパンフレット等も可）

d. 財務諸表（個人：直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書

法人：直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等）

e. 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

（個人：その3の2、法人：その3の3）

※発行後3ヶ月以内のもの

f. 会社概要（様式は問わない。上記c. 営業経歴書又はその内容が記載されたパンフレットを提出する場合は、会社概要は不要。）

g. 印鑑証明書

※発行後3ヶ月以内のもの

h. 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ）

i. 誓約書（別紙様式第8）

j. 役員名簿（別紙様式第9）

（注）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を、b、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

②提出先

〒311-3494

茨城県小美玉市百里170

航空自衛隊百里基地 第7航空団

基地業務群業務隊厚生班 力丸（りきまる）、本間（ほんま）

電話 0299-52-1331 (内線 2271)

※平日午前9時から午後5時まで(午後1時から午後2時を除く。)

③提出期限

令和8年2月27日(金)午後5時(郵送の場合は必着)

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

①提出書類が期限を過ぎて提出された場合

②提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

③提出書類等に虚偽の記載があった場合

④審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

⑤過去(又は現在)、北関東防衛局に支払う国有財産使用料及び光熱水料を滞納したことがある(している)場合

⑥その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提出書類の変更(修正、差し替え、削除、追加)は禁止する。

(4) その他

官側が必要と認めた場合、自治体、警察、消防及びその他関連機関等に内容(個人情報を含む。)を通知することがある。

## 7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点のものとする場合がある。

なお、書類選考において、企画提案内容、実施能力等が同等と判断され、審査により決しない場合には、別途指定する日時にプレゼンテーションを行い決定する。

また、審査結果については、異議を申し立てることができないものとする。

## 8 業者決定日

令和8年3月中旬(業者決定後、決定業者のみ電話にて通知する。)

## 9 業者決定後の提出書類

売店等の設置及び経營業者として決定された者は、下記のとおり、①の提出書類を、②の提出先に、③の提出期限までに持参又は郵送すること。

なお、書式等詳細は別途連絡する。

①提出書類

i 国有財産使用許可申請書

ii 設置する案内板、看板等の種類等

※店舗外に設置する必要がある場合に提出

②提出先

〒311-3494

茨城県小美玉市百里170

第7航空団基地業務群業務隊厚生班売店公募係

③提出期限  
別途通知

## 公募説明会参加申込書

- 1 日 時：令和 8 年 2 月 1 8 日（水）午前 1 1 時から
  - 2 場 所：厚生館 2 階イベントホール
  - 3 携行品：顔写真付き身分証明書、募集要領（必ず持参してください。）
- ※ 参加申込書を提出していない業者及び遅刻又は欠席した業者の方は、いかなる理由があっても公募に参加できません。

【当日面会先】第 7 航空団基地業務群業務隊厚生班

（電話：0 2 9 9 - 5 2 - 1 3 3 1、内線 2 2 7 1）

フリガナ	
業者名	

## 参加者①

フリガナ	
氏名	
電話番号（会社）	
電話番号（携帯）	
F A X	

## 参加者②

フリガナ	
氏名	
電話番号（会社）	
電話番号（携帯）	
F A X	

※ 令和 8 年 2 月 1 7 日（火）午後 5 時までに持参又は郵送(提出期限内必着)

申請書

令和 年 月 日

航空自衛隊百里基地司令 殿

本社（店）  
商号又は名称  
代表者の氏名

法人・個人の別  
担当者氏名：  
電 話：  
F A X：

茨城県小美玉市百里170に所在する航空自衛隊百里基地において、  
基地クラブを設置し、経営を行うことについて希望するので申請しま  
す。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違  
ないことを制約します。

※申請印は、登録印を使用すること。

## 企画提案書（隊員クラブ）

## 会社概要

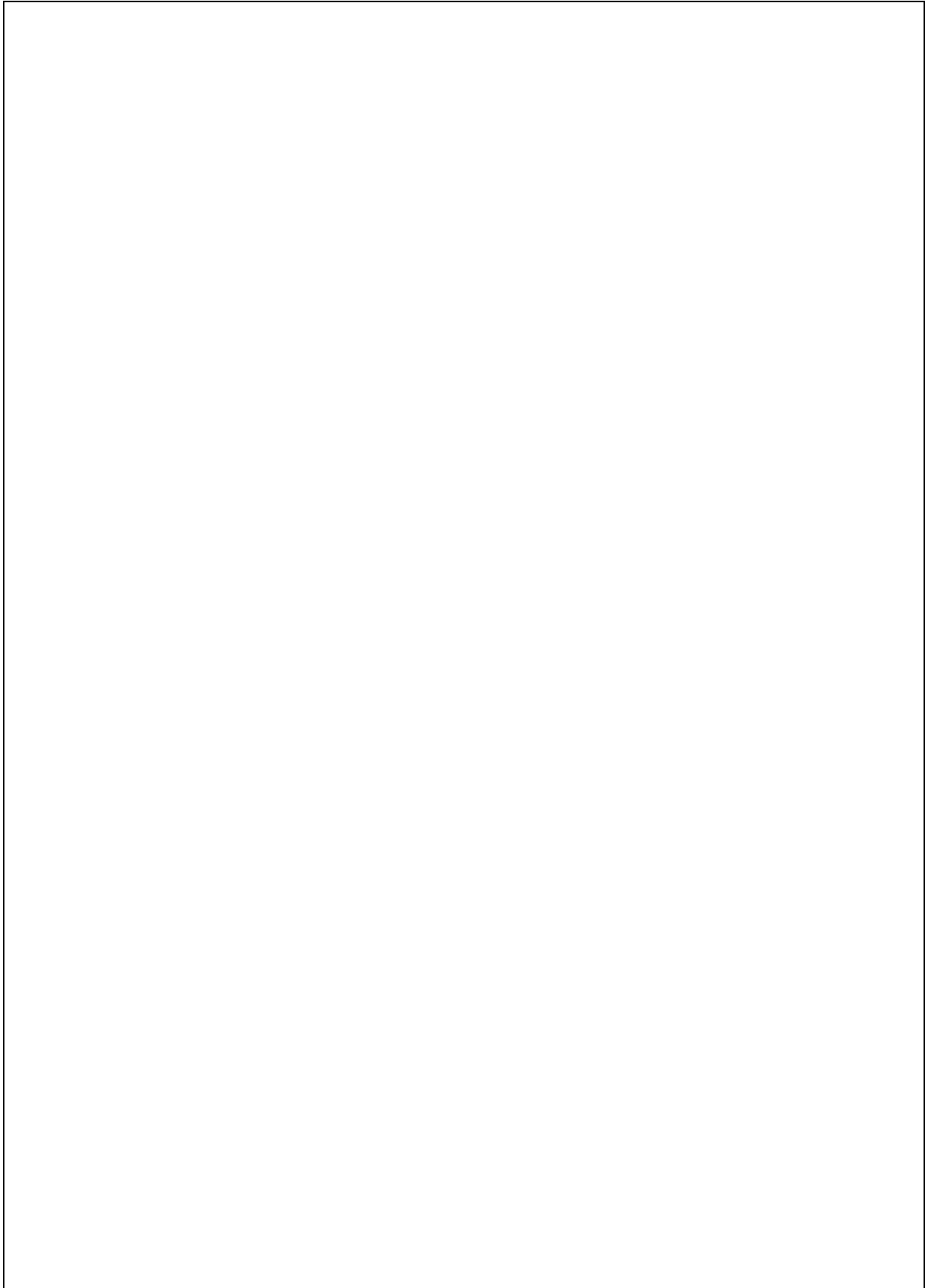
- 1 会社名
- 2 本社所在地
- 3 設立年月日
- 4 資本金
- 5 社員数
- 6 店舗数
- 7 売上高

ア	主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第 4）
イ	営業日及び営業時間 a 平日 営業時間： b 土日祝日 営業： 有 ・ 無 営業時間：
ウ	精算方法及び種類 （レジ（現金）、電子マネー、クレジットカード等の使用可否等）
エ	店舗レイアウト図（別紙様式第 5） （平面図）
オ	店舗イメージ図（別紙様式第 6） （外観、内装等イメージ図）
カ	ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無
キ	災害発生時の会社及び出店店舗の対応
ク	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
ケ	省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
コ	衛生管理方法及び過去 3 年間の食品衛生関連の行政処分の経歴 （行政処分があった場合、その時どのように対応したのかを記載）
サ	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
シ	百里基地における営業方針 （職員が利用する際の利点、他の路面店舗と百里基地店との違い等）
ス	その他のアピールポイント

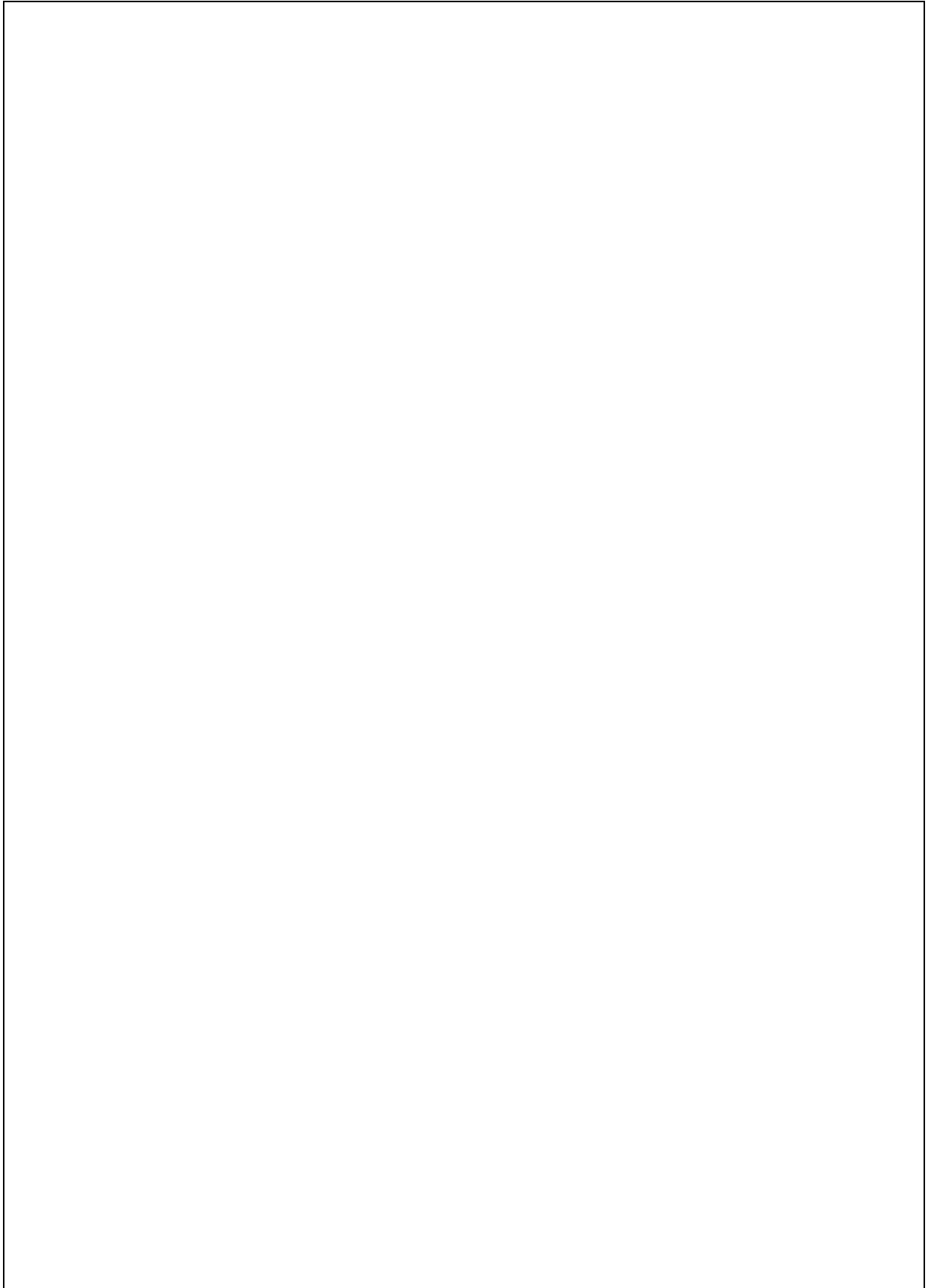
※ 下線部は例であるため、提出時は削除すること。



店舗レイアウト図



店舗イメージ図



業務確約書

令和 年 月 日

航空自衛隊百里基地司令 殿

「航空自衛隊百里基地における隊員クラブの設置及び経営」の応募  
に関し、仕様書に定める業務及び自らが提出した企画提案書の内容を  
適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

法人・個人の別  
担当者氏名：  
電 話：  
F A X：

法人 ・ 個人

※申請印は、登録印を使用すること。

## 誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団及び暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第 9 により変更後の役員名簿を提出します。

#### 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

### 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長  
北 関 東 防 衛 局 長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

